

ヤミ金融の浸潤から見た貸金市場の 持続可能性に関する調査

堂下 浩

東京情報大学

要 旨

厳格な規制が盛り込まれた貸金業法が2006年に改正されてから、貸金市場では大きな社会問題を惹起せず、業界として安定性が保たれてきたと言われている。一方で法改正当時から懸念されていた通り、ヤミ金融は正規貸金市場の水面下で暗躍し、その犯罪手法は巧妙化の一途を辿っている。

近年、ファクタリングを偽装した様々な新しいタイプのヤミ金融が貸金機能の代替として成長している。たとえば、給与所得を得ている消費者向けに資金を供与する新たなヤミ金融である給与ファクタリングの被害が2018年頃から報道されるようになった。しかし、金融庁は2020年3月に確定賃金の債権譲渡を偽装した給与ファクタリングに関して、当該スキームが貸金業に相当する旨のノンアクションレターを示したことで、給与ファクタリング業者の多くが市場から撤退した。

ところが、市場から撤退した給与ファクタリング業者の一部は給与ファクタリングで培った審査や回収のノウハウを新たなヤミ金融のビジネススキームへ進化させた。その代表が後払い現金化商法と、先払い買い取り商法と呼ばれる新たなヤミ金融である。今日、こうした事象は社会問題として顕在化しつつあり、警察が取り締まる難易度を徐々に高めているだけでなく、国会でも度々取り上げられるテーマとなっている。

1 はじめに

新型コロナ禍で生活に困窮した消費者を狙った新たなヤミ金融が横行している。その代表格が後払い現金化や先払い買い取りといった商法である。2020年12月のNHK報道¹によると、これら商法の被害が社会問題化しつつあるという。同報道によると、これら新しいヤミ金融の利用者は従来のヤミ金融に接触する資金需要者のパターンと異なり、いわゆる

「多重債務者」でなく、正規の貸金業者からの借入額が少ない会社員や公務員といった安定した階層の資金需要者が多いという。この報道から判断する限り、従来ヤミ金融の被害者となる傾向が強い個人事業主、中小企業経営者、パート・アルバイト、そして専業主婦といった階層はこれらヤミ金融の利用者に含まれていないということになる。

また、同報道は2018年頃にネット上でも盛んに営業展開していた給与ファクタリングは衰退している

と伝えている。給与ファクタリングとは、今月または来月に支給される賃金（給与）を「債権」とみなし、手数料を差し引いて買い取った形にして現金を融通するスキームである。当時よりヤミ金融側はネット上でも「あくまで債権譲渡であり、融資には当たらない」と主張していたが、金融庁は2020年3月にこのスキームが今月または来月に支給される確定賃金を担保にした貸し付けであり、貸金業に当たるとノンアクションレターを通して見解を示した。この見解により警察の摘発を恐れた給与ファクタリング業者の大多数は撤退した。一方で、同報道も指摘したように、2020年の夏頃から給与ファクタリングの代替として後払い現金化商法や先払い買い取り商法と呼ばれる新たなヤミ金融が誕生していった。

こうしたヤミ金融の潜在化をうかがわせる事態は2022年2月7日の衆議院予算委員会²でも取り上げられるなど、その問題は徐々に日本の社会に顕在化しつつある。そこで本稿では、正規の貸金市場における持続可能性の脆弱さについてヤミ金融の浸潤という観点から議論する。

2 貸金業法改正以降におけるヤミ金融の発生と摘発の経緯

2.1 貸金業法改正から全銀協によるカードローン審査厳格化まで

2006年12月に改正された貸金業法のポイントは大きく3つ。①刑事上の上限金利を実質的に29.2%から15~20%に引き下げる。②審査時に源泉徴収票等の提出を義務付け、個人年収の1/3を超える貸し付けを原則禁止する（総量規制）。③政府の指定した信用情報機関が利用者の貸金業者からの債務状況を一元管理する。そして貸金業法は公布日より4段階に渡り施行され、2010年6月に完全施行に至った。

今日、貸金業法が改正されてから16年以上、そして完全施行されてから12年以上が経過した。この間、貸金市場は大きく変容し、市場規模は縮小した。その概要を以下に説明する。

2006年秋頃から貸金市場において審査の厳格化が進み、消費者金融会社大手の新規成約率は55%のレ

ンジから1年後には30%まで急減し、生活保護受給者の急増といった社会現象を引き起こした。そして、この新規成約率が急減する時期に貸し渋りも横行した。希望通りに融資を受けられなくなった属性は、職業別で見ると「経営者・役員」、「派遣社員」、「個人事業主」、業種別では「運輸業」、「建設業」、「飲食店、宿泊業」であった。同時に規模の小さい企業に勤める就労者ほど借入困難に陥る傾向が確認された（堂下（2009））。

また総量規制導入後、総量規制抵触者の返済履歴は非抵触者よりも徐々に悪化して行った。伊藤ら（2015）によると総量規制導入前後における借り手属性別の返済データを大手貸金業者から収集・分析した。総量規制抵触者のうち「個人事業主」「パート・アルバイト」は総量規制導入後で延滞を発生させたものの、総量規制抵触者のうち「公務員」「正社員」は延滞を回避させた。つまり、総量規制対象となった公務員等の階層は銀行カードローンの新規審査が通りやすいことから延滞を回避できたと論定された。こうした傾向は樋口ら（2013）の研究結果とも合致する。

さらに当時の報道³によると、金融庁は貸金業法の完全施行直後から消費者ローンを積極的に手掛けた金融機関に表彰状を授与するなど金融機関による銀行カードローン普及を顕彰制度等で促してきた。その後の第二次安倍政権で実施される大規模金融緩和の長期化により金融機関の預貸率が低下していく局面で、必要以上の資金が銀行カードローン市場に流入する事態を、この頃の金融庁は予測できなかったのだろう。その結果、貸金業法の完全施行以降、メガバンクを中心に消費者向け銀行カードローンが残高を一気に増やしていく。ただし、金融機関は消費者ローンに関わるインフラとノウハウが不足していたため、消費者ローンにおいて重要な信用情報機関を用いた審査業務を保証会社（多くの場合は貸金業者）に委ねざるを得なかった。つまり、金融機関は当時急増した過払い金返還請求で経営難に陥っていた貸金業者に消費者金融のノウハウを頼るスキームで積極的に営業展開していたと見ることができる。

その後、銀行カードローン市場は急速に膨張して

いった。堂下（2018）は当時、メガバンクを中心に消費者向け銀行カードローンの残高が一貫して増加していく推移を調査した。この調査によると、消費者金融の大手専業3社合計による消費者向け無担保ローン残高は2011年3月末で2.1兆円であったが、2016年3月末で1.8兆円まで減少した。一方で、メガバンクの3行合計による同残高は2011年3月末の9,000億円から2016年3月末には1.5兆円を超えた。

こうした市場の変質に対して、鶴田（2017）は金融機関による銀行カードローンの貸出行動を分析した上で、銀行カードローンが市場のモラルハザードを引き起こしている可能性に言及した。鶴田によると、保証がない金融機関のプロパー融資であれば貸し出しを抑制する筈である高リスク利用者に対して、金融機関は保証スキームを用いた銀行カードローンを通して厳格性に欠ける審査の下で融資している可能性を示した。

こうした銀行による安易な審査はカードローンの返済困難者を増加させ、社会的に批判を浴びる事態に陥った。そこで、2017年3月に全国銀行協会（全銀協）はカードローン審査の厳格化に向けた申し合わせを公表した。この処置により銀行カードローン市場の膨張に急ブレーキがかかり、社会的な批判も沈静化していった。一方で、銀行カードローン市場からの借入困難者を発生させる事態を招いた。

2.2 給与ファクタリングの隆盛と衰微

堂下ら（2021）によると、金融機関による突然の自主規制強化は当時、市場から排除された資金需要者の新たな受け皿として給与ファクタリングと呼ばれるヤミ金融や、後述するSNSを介した個人間融資に一部の資金需要が流れる事態を生じさせた。給与ファクタリングは当時、違法性が指摘されながらも、事業者金融の代替として成長していた二者間ファクタリングの契約形態を消費者向けに援用したスキームをとっている。つまり、給与ファクタリング業者が資金需要のある公務員や会社員といった給与所得者の賃金債権を買い取ることで、給料日前に現金化して資金を供与するというビジネスモデルである。

しかしながら、給与ファクタリングに関して、

2020年3月に金融庁はこのスキームが貸金業に当たるとの見解を示した⁴。このノンアクションレターを読み解いてみると、金融庁は前段部分で労働者が第三者に給与債権を譲渡した場合でも雇用主は労働者にしか支払うことができない（労働基準法）点に言及した上で、後段部分で「金銭の交付」と「返還の契約」が給与ファクタリングにおいて同時に交わされる部分に着目して、そのスキーム自体が貸金業の機能を有していると解釈した。

したがって、金融庁が示したノンアクションレターの文脈に従うと、給与ファクタリングは必然的に貸金業の一形態と定義される。顧客の貸し倒れリスクだけでなく、給与ファクタリング業者の複雑なスキームを鑑みると、その手数料は利息制限法の範囲内に収まるとは考えられないため、現行の規制下では給与ファクタリングのビジネスモデルは成立し得ないと考えられる。

事実、金融庁が見解を示して以降、給与ファクタリング業者に対する集団訴訟⁵や業者の摘発⁶が相次いで報道された。2020年4月以降、業者のホームページもネット上から次々と削除され、営業する給与ファクタリングの業者数は急減した。

2.3 個人間融資の取引形態

先述した通り、給与ファクタリングと同様に、2017年に金融機関が銀行カードローンの審査を厳格化したことで、上記の給与ファクタリングとは別にネットを介した個人間融資が活発化した。2018年12月にSNSを通して繰り返し高利で融資を行っていた「個人」を、ヤミ金融を営んでいた「業者」として摘発した事件が報道された⁷。この頃からネット上で「個人間融資」という形態で浸潤する新たなヤミ金融が世間の耳目を広く集めるようになった。

SNS上の個人間融資はその仲介手段により大きく2つに区分される。1つ目が、資金需要者側がネット上の掲示板に資金使途や個人情報を書き込む方法である。次に資金供与者側はこの掲示板を閲覧しながら、資金供与の対象先を選別した上で、掲示板の資金需要者にアクセスし、融資条件の交渉を主にLINE上で進める。融資分野の代表的なフィンテックである「クラウドファンディング」を模した

形態であるが、実際には「ひととき融資」と呼ばれる個人間融資を装った性犯罪⁸など様々な社会問題を顕在化させている。

そして、SNS上の個人間融資における2つ目の方法は、主に資金供与者側がTwitterのアカウントでお金の必要な個人を募集して、そのアカウントに資金需要者を誘導する方法である。多くのケースにおいて資金供与者は融資に関する交渉を行うために、応募した資金需要者を特定のLINEアカウントに誘導する形態がとられる。最近では秘匿性の高さからTelegramに誘導するパターンも散見される。

3 給与ファクタリングの衰退以降に増殖した新たなヤミ金融

3.1 給与ファクタリングのスキームを援用した新たなヤミ金融の出現

2020年4月以降、給与ファクタリングに関する事件報道が急速に下火となる一方で、新たなヤミ金融として、同年夏頃から後払い現金化商法や先払い買い取り商法と呼ばれる新たなヤミ金融に関する事件報道が現れるようになった。事実、新規開業した後払い現金化業者や先払い買い取り業者の所在地や連絡先と、撤退した給与ファクタリング業者のものを照合すると一致するケースが散見された。さらに、起訴された業者の裁判記録等を読み取ると、給与ファクタリング業者を利用して被害者（顧客）は新たに開設された現金化業者や先払い買い取り業者を利用して実態が見えてくる。つまり、この点からも、後払い現金化や先払い買い取りの被害者も給与ファクタリングと重なる属性、つまり給与所得者となり、先述したNHKによる報道¹の通り、「利用者は（中略）会社員や公務員などが多い」点と合致する。

そこで以下では、金融庁のノンアクションレターが示されて以降、新たに発生したヤミ金融のビジネスモデルについて解説する。つまり、後払い現金化商法や先払い買い取り商法について裁判記録、及びこれら事件取材した報道機関や当局関係者へのインタビュー調査に基づき、現状、判明し得る範囲でその実態を分析する。

3.2 後払い現金化商法

後払い現金化のスキームを説明する。資金需要者は先ず業者が提供する無価値な商品やサービスを購入する申し込みを行う。業者は申込者（資金需要者）を与信判断した上で、その審査が通った申込者に対して速やかに無価値な商品やサービスを提供する。商品やサービスを受領した申込者（買主）は口コミや評価点をネット上で記載することで業者（売主）からキャッシュバックという名目で現金（「元本」に相当）が入金される。その後、買主（資金需要者）は次の給料日に業者（売主）へ、購入した商品やサービスの代金（「元本」＋「利息」に相当）を後払いするという仕組みである。

後述する先払い買い取り商法のスキームと、後払い現金化商法のスキームを比較すると、利用者（資金需要者）にとって後払い現金化商法の方が相対的に単純であることから、給与ファクタリングの代替手段として、先ず後払い現金化商法が積極的に利用されたのだろう。事実、こうしたヤミ金融を紹介するネット上の比較サイトを検証する限り、2020年末の時点では後払い現金化業者の数が先払い買い取り業者と比べ圧倒的に多かった。したがって、給与ファクタリング市場が急速に衰微する中で、新たなヤミ金融として最初に増殖し始めたのが後払い現金化商法であったと言える。

このように2020年の後半から給与ファクタリングに代わり後払い現金化商法が新たなヤミ金融として跋扈し始める。しかしながら、金融庁は法解釈の難しさから、後払い現金化商法が貸金業に相当するという見解を出そうとしなかった。

こうして後払い現金化業者がネット上で堂々と営業展開する中、2021年9月に北海道警は後払い現金化商法でヤミ金融を営んだとして、情報商材販売会社「OSGS」（札幌）の代表らを逮捕した。報道によると、同社はネット上で「ゲーム攻略法」などの情報商材を後払いで販売し、そして購入者に最大5万円をキャッシュバック名目で顧客に送金し、後日、情報商材の購入代金として最大8万円を回収していた。利用者（被害者）は4,500人以上、2億円超を貸し付け約1億円の利益を得ていた⁹。

ただし、摘発されたスキーム自体を見ると、この

商法が貸金業に該当すると単純に見ることはできない。貸金業法第二条第一項三号には「物品の売買（中略）を業とする者がその取引に付随して行う」金銭授受は貸金業に当たらないと規定されている（後掲の【参考】を参照）。つまり、北海道警が逮捕した事例で言うならば、摘発された販売業者が行った金銭の授受は情報商材という取引に伴って発生したものであり、貸金業に相当するとは必ずしも言えない。しかし、この業者が扱っていた情報商材は、記事によると「ほぼ価値のない情報」であり、その金額である「最大8万円」という価格に合理性が認められなかった。結果として、そのスキームは貸金業に該当すると論定され、代表らは貸金業法及び出資法違反として逮捕された。

さらに、2022年9月に警視庁生活経済課と広島県警の合同捜査本部が情報商材のレビューへの報酬を装って現金を振り込み、違法な高金利で金を貸し付けたとして、出資法違反（高金利など）の疑いで、後払い現金化業者の経営者らを逮捕した。利用者（被害者）7,400人に計約5億2,000万円を貸し付け、法定金利の最大139倍の利息を取るなど、約2億8,000万円の利益を得たと報じられた¹⁰。この業者の営業規模は最初に北海道警によって摘発された業者よりも大きく、社会において後払い現金化商法が浸潤している実態を示唆した。

なお、両方の事件における共通点として、ヤミ金融のオーナーが幾つもの店舗（ネット上ではブランド）を有して営業していた点が挙げられる。さらに、両方の事件で逮捕された業者のサイトや掲載内容を比較すると、店舗や運営会社は異なるものの、後払い現金化商法としての本質的なスキーム（金銭の交付や返還の契約に関する規定など）が似通っている点も挙げられる。こうした事実は逮捕された両方の業者に後払い現金化商法のノウハウと資金を供与していた共通の元締め（上位組織）が存在している可能性を示唆する。

3.3 先払い買い取り商法

業者が給与ファクタリング市場から撤退する中で新たに誕生した、もう一つのヤミ金融が先払い買い取り商法である。先述したNHKによる報道¹でも、

この商法を「新手のヤミ金」と報じていた。

まず、先払い買い取り商法のスキームについて説明する。資金需要者は買主である業者（多くは古物商として偽装）の指定するスマホやゲーム機器といった中古品や未使用品を買い取る申し込みを行う。業者は申込者（売主）を与信判断した上で、その審査が通った申込者とのみ買い取り契約を交わす。そして業者は商品を受領する前に、売主（資金需要者）に代金（「元本」に相当）を支払う。その後、業者は売主に買い取り契約をキャンセルさせた上で、1か月後の給料日を期限に高額なキャンセル料（「元本」＋「利息」に相当）をキャンセル申出者（資金需要者）から回収する。

なお、後払い現金化商法と同様に、先払い買い取り業者の中にも給与ファクタリングから転業した業者名やブランドが散見される。つまり、少なくともこれら業者も給与ファクタリングで培った審査や回収の知識を先払い買い取り商法に転用しているのだろう。

現段階において警察がこの商法を摘発したという報道は確認されていない。金融庁もこのスキームの違法性に関する正式な見解を示していない。身近な中古商品がネットを介して売買される取引は一般化しつつあり、多様な商品の買い取り業者が社会に存在する。こうした状況下で、金銭交付を目的とした取引と実需を伴う取引を線引きすることは極めて難しい。例えば、先払い買い取り商法の中には高級シャンパンを扱う業者もあるが、新型コロナ禍で資金繰りに窮した飲食店が買い取り価格よりも資金調達の時間を優先して在庫の商品を、先払い買い取り業者に売却するという実需に基づいた取引が紛れ込むかもしれない。この場合、この業者による取引行為が金銭交付を目的としているとは言い難くなる。

ただし、先払い買い取り商法はヤミ金融として営業を拡大する上で制約も大きい。資金需要者がそのスキームの複雑さ故に金銭交付のスキームを理解できず、利用を躊躇う可能性も否定できない。しかし、警察による後払い現金化商法の摘発が進んだ次の局面で、借入困難に陥った資金需要者が先払い買い取り業者にアクセスするという行動パターンは容易に想像できる。一刻も早い摘発が期待される。

3.4 後払い現金化商法や先払い買い取り商法を摘発する上での要件

後払い現金化商法や先払い買い取り商法は一部の利用者が被害者意識を感じず、その違法性を理解した上で取って利用している。このため、その犯罪が潜在化する可能性は高く、必然的に警察が逮捕するハードルは上がっている。

後払い現金化業者を摘発する場合、客観的な価値判断の難しい商品を販売している正当な業者もネット上には数多く存在していることから、その線引きには慎重さが要求される。また、先払い買い取り業者を摘発する場合も同様である。先払い買い取り業者が扱う、中古のスマホやゲーム機器を買い取る正当な業者（古物商）は数多く存在し社会に広く普及している点には留意すべきであろう。

したがって、警察が後払い現金化業者や先払い買い取り業者を捜査する上で、ヤミ金融業者と判断する基準が必要となってくる。そこで、以上の分析結果、及び判決が確定した裁判の記録を念頭に置き、給与ファクタリングから派生した後払い現金化商法や先払い買い取り商法のスキームにおける違法性を鑑み、ヤミ金融としての特性を構成する要件として以下の3点を挙げる。

1つ目が、経済的効果を伴った取引実態を有するかという点である。価値を伴わない商品売買や架空の売買実績が反復継続的に繰り返されていた場合、売買行為が資金の交付を隠れ蓑として使われていると言えよう。

つまり、当事者である利用者（資金需要者）が本来の売買目的でこうした業者を利用していたのか、且つ一方の当事者である業者（資金供与者）が商品売買を目的に顧客との関係を構築していたのかという点である。後払い現金化業者の場合は価値のない同一商品を同一の顧客に継続して販売する、先払い買い取り業者の場合はキャンセルを繰り返す客との買い取り契約を繰り返すといった行為は本来の商品売買を目的としない蓋然性を示唆している。

2つ目が、過度な与信判断の有無である。「後払い」も「先払い」もともに顧客の与信判断は欠かせないことは事実である。しかしながら、販売する商品や買い取る商品の価格を利用者の信用力（勤務

先、勤続年数、保険種別など）に基づき仔細に決定するビジネスモデルは貸金業の審査と同一と見ることが出来る。

そして3つ目が、売買価格の正当性である。商品やサービスを提供する場合、その商品やサービスの対価に応じた価格が設定される。しかしながら、後払い現金化商法では、ほぼ無価値の商品やサービスを提供したと見せ掛けた上で代金回収を装って資金返済に当たらせている。また先払い買い取り商法では、買い取る商品の査定が行われることなく、行われたとしても形式的であり、中古商品の市場における実態価格から乖離した価格で商品を買取る契約が交わされる。両者において、あくまでも取引の目的は融資であることから、先述した与信判断が価格決定の中心に位置付けられ、取り扱う商品やサービスの対価に応じて価格が決定されていない証拠となる。

以上、現状における後払い現金化商法や先払い買い取り商法が貸金業に相当すると立証する上での要件を整理した。しかし、今後は上記の要件を克服した新たなスキームが開発される余地は残されていると考えざるを得ない。つまり、後払い現金化商法や先払い買い取り商法が摘発されたとしても、新たなヤミ金融が誕生する可能性は否定できない。

4 まとめ

先述した通り、後払い現金化商法に関しては摘発が進んでいるが、そのスキームを洗練化させる可能性も危惧される。とりわけ上記で議論した売買価格の正当性についてはさらなる懸念が残される。例えば、暗号資産市場における非代替性トークン、すなわちNFT（Non-Fungible Token）の分野である。同分野において様々なアート作品が高額で取引され、その価値を客観的に評価することは難しい。海外ではNFTアート市場に出品された作品が高額な値段で取引引きされている。こうした商品を後払い現金化業者が扱う場合、金銭交付の手法が貸金業であると論定できないケースも生じ得る。事実、北海道警が逮捕した事件では実験的にアート作品を販売していた形跡がみられる。

こうした犯罪の浸透により NFT 分野の成長が阻害される可能性に関して国会でも議論された。2022 年 4 月 11 日の参議院決算委員会¹¹では、ヤミ金融が NFT アートの売買を装って金銭交付の手段に利用する可能性について質疑が交わされた。この質疑において悪質な業者が跋扈することで、揺籃期にある NFT 市場の健全な成長に悪影響を及ぼす可能性が危惧された。

ところで給与ファクタリングを含め、先述した通り、後払い現金化商法や先払い買い取り商法の利用者は会社員や公務員といった給与所得者であるという。さらに捜査関係者によると、大半の後払い現金化業者や先払い買い取り業者は本人確認や就労先の在籍確認などの審査を厳格に行っていた。事実、諾否率は業者の回収に対する考え方に影響するが、審査が通る申込者は全体の 6～8 割程度となる。なお、申込者（被害者）の約 4 割が利用先をヤミ金融であると認識しないで契約を交わしていた。

一方で、貸金業法の改正による信用収縮で最も影響を被った階層が個人事業主や中小企業経営者であった。こうした属性は給与ファクタリング及び、本稿で議論した後払い現金化や先払い買い取り商法の被害者として報道されることはなく、捜査関係者も被害者としてこれら属性を挙げることはなかった。つまり、法改正前に消費者金融を利用できた個

人事業主や中小企業経営者は後払い現金化業者や先払い買い取り業者の審査を通ることができないことから、事業性資金や消費性資金の何れの資金需要に対しても事業者向けの二者間ファクタリングを利用していると類推される。高木（2018）によると、悪質な事業者向けの二者間ファクタリングの摘発が後手に回っていることから、こうした属性の資金需要者による被害も拡大していると考えられるべきであろう。また、パート・アルバイトや専業主婦といった階層は、Twitter 上の書き込みを分析する限り、個人間融資に資金需要の活路を求めている可能性がうかがえる。

このようにスキームの巧妙化をはかるヤミ金融と警察による摘発は「イタチごっこ」の様相を呈し、警察が摘発する上での障壁も段々と上がってきている。貸金市場が法改正により市場範囲を狭めたことで、正規業者が対応できない資金需要者にヤミ金融は様々な手口で接触し利益を得ている。こうした構図は正規の貸金業者とヤミ金融業者の市場における機能の並列化を許している（図を参照）。本来、持続可能な社会の実現には安心、安全かつ安定的な資金供給が欠かせないが、ヤミ金融の浸潤はその実現の阻害要因となる。皮肉にも日本では、ヤミ金融が規制外の場で金融のイノベーションを展開している。

厳格な貸金業法の下で、正規の貸金業者から借り

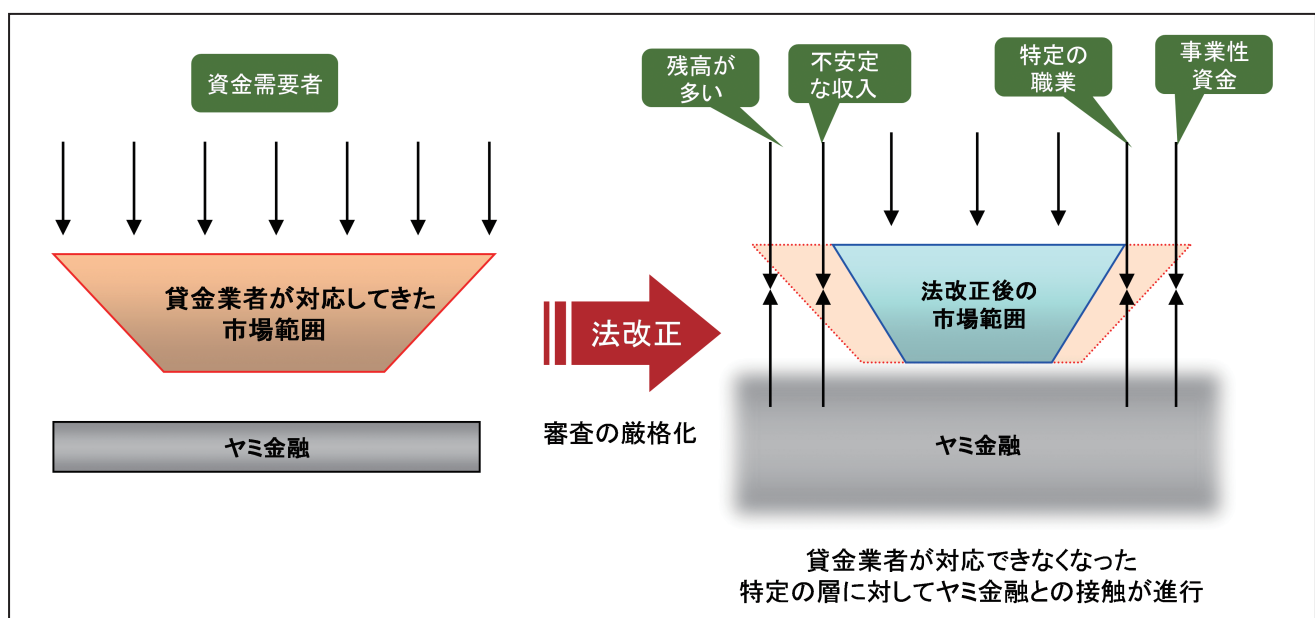


図 正規の貸金業者とヤミ金融業者の市場における機能の並列化（概念図）

られない一定層の資金需要が存在する。今後も警察が法の潜脱性を高めたヤミ金融業者1つを摘発するために膨大なエネルギーを費やし、その社会コストは段々と増大していく筈である。そろそろ社会の実態に合わせ、金融庁は貸金業法の再改正を検討すべきである。

また、法の潜脱性を高めたヤミ金融が暗躍する中、もし法改正が不可能なら、警察当局が事件の情報収集とカウンセリングを含めた被害者の救済を目的とした機関を設立すべきであろう。日本貸金業協会による活動範囲の狭隘さを鑑みると、貸金業界も警察側の情報収集及び被害者救済のための新たな組織に資金を拠出することで、厳格な法規制の下で「借りられず不幸」となった資金需要者への対応とヤミ金融の効率的な摘発に向けた貸金市場の持続可能性を高めることに寄与することが可能となる。

【注】

【参考】 貸金業法第二条第一項三号 について

貸金業法第二条第一項三号

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- 四 事業者がその従業者に対して行うもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

¹ 「『先払い買い取り』商法が横行 規制強化を弁護士など国に要請」NHK NEWS WEB

(2021/12/23)。

- ² 第208回 国会 衆議院予算委員会（第11号 令和4年2月7日）における稲津久・衆議院議員による質疑。
- ³ 例えば、「顕彰制度で55機関選定 消費者ローンも初表彰」ニッキン（2011/ 4/22）など。
- ⁴ 金融庁「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）」（2020/ 3/ 5）。
- ⁵ 例えば、「『給与ファクタリング』被害拡大 コロナで苦境、集団提訴」時事通信（2020/ 6/22）など。
- ⁶ 例えば、「給与ファクタリング、貸金業法違反容疑で4人逮捕」毎日新聞（2020/ 7/29）など。
- ⁷ 例えば、「新たな手口の“ヤミ金”摘発 男女6人を書類送検へ」NHKニュース（2018/12/12）など。
- ⁸ 例えば、「性行為の見返りにヤミ融資『ひととき融資』容疑 大阪・千早赤阪村職員を逮捕」毎日新聞（2019/ 6/ 5）など。
- ⁹ 例えば、「後払い装い利息回収 ヤミ金融容疑道警 男ら逮捕」読売新聞（2021/ 9/29）など。
- ¹⁰ 例えば、「『後払い』で高利貸し付け容疑 10人逮捕、2.8億円利益か」時事通信社（2022/ 9/ 2）など。
- ¹¹ 第208回 国会 参議院決算委員会（第4号 令和4年4月11日）における平木大作・参議院議員による質疑。

【引用文献】

伊藤幸郎, 堂下浩 (2015) 「総量規制の導入経緯と問題点」『パーソナルファイナンス研究』パーソナルファイナンス学会, No.2, pp.13-26.

高木秀男 (2018) 「特集 債権の売買を偽造するヤミ金融」『東経情報』2018年1月1日号, pp1-5.

鶴田大輔 (2017) 「貸金市場・銀行カードローン市場の動向と課題」『季刊 個人金融 2017秋』, ゆうちょ財団, pp.13-21.

堂下浩 (2009) 「見直し急がれる貸金3法」『月刊公明』公明党機関誌委員会, 2010年3月22日号, Vol47, pp.42-47.

堂下浩 (2018) 「前近代的な情報管理システムに起

因する銀行カードローンの問題点に関する調査』『パーソナルファイナンス研究』、パーソナルファイナンス学会、No.5, pp.7-18.

堂下浩, 的場智也 (2021) 「新型コロナ禍における違法性のある融資取引に関する実態調査」『パーソナルファイナンス研究』 パーソナルファイナンス学会, No.7, pp.5-12.

樋口大輔, 堂下浩, 河原周平 (2013) 「総量規制の影響に関する実証分析—追加データによる検証—」『パーソナルファイナンス学会年報』 パーソナルファイナンス学会, No.13, pp.81-91.

【後記】

先払い買い取り商法が2023年1月17日に全国で初めて、茨城県警によって摘発された。

例えば、「スマホやゲーム機、先払い買い取りで違法貸金業 最大140倍の高金利容疑で11人逮捕 茨城県警が全国初摘発」茨城新聞 (2023/ 1/17) などによると、利用者(被害者)は1万2,800人、貸し付け利益は約4億円にのぼる。

